

子育て世帯等物価高騰対応臨時給付金

子ども加算（5万円/18歳以下の子1人あたり）のご案内

※ 受給のために手続きが必要です

- 子育て世帯等物価高騰対応臨時給付金（扶養されている18才以下の子1人あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や所得割非課税（住民税均等割非課税の世帯員を含む）世帯、令和5年1月から令和6年3月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するために、手続きが必要な場合があります。

給付金の支給額

対象世帯で扶養されている子
1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

- ・お知らせ文書が届いた世帯は、3月下旬頃に給付予定。
- ・確認書(または申請書)を受理した日から20日前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税非課税または住民税均等割のみ課税」の世帯

令和5年1月～令和6年3月の収入が減少し**「住民税非課税又は均等割のみ課税相当」**の収入となった世帯（家計急変世帯）

萩市から「お知らせ文書」
又は「確認書」が届きます
※確認書は返送が必要です
※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で萩市に住民登録があり、対象と思われる世帯へ文書を送付

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年3月1日（金）～
令和6年4月30日（火）

申請時点で萩市に住民登録のある世帯の方が申請してください。

【申請書配布先】福祉政策課、各総合事務所等

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯

○ **世帯員の全ての方が**、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 萩市から「お知らせ文書」又は「**確認書**」が届きます。
- 「お知らせ文書」が届いた世帯は、原則何もする必要はありません。
3月下旬頃に、給付金を文書に記載された口座へ振り込みます。
(振込先口座の変更や、給付の辞退の場合は至急連絡をお願いします)
- 「**確認書**」が届いた世帯については、中身を確認して必要事項を記入し萩市福祉政策課へ**返送してください**。(返送期限：令和6年5月31日)

○ **世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合等**

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に萩市福祉政策課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税又は均等割のみ課税相当※となった世帯 (家計急変世帯)

※ 住民税非課税又は均等割のみ課税相当とは世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和5年1月から令和6年3月までの任意の1か月収入×12倍)が市町村民税所得割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、自治体によって異なります。詳しくは萩市へお問い合わせ下さい。)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに萩市福祉政策課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに自治体や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの自治体や最寄りの警察署、又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

萩市福祉政策課「子育て世帯等臨時給付金」窓口



0838-25-3550

受付時間 8:30~17:15 (土日祝を除く)